

# 音声言語中心の社会は共生？

手話言語条例、情報コミュニケーション条例に思うこと

“コミュニケーションは言葉のキャッチボール“

石野富志三郎

# 否定されたろう(児)者の人権の歴史があった

- 手話を使えば先生や家族に平手打ちされる、「ろうあ者はわがままだ。愛される人になれ」戦後になっても口話中心の教育は正当化されていた。
- 結婚式目前、親同士が勝手に決められて本人の合意がないまま、不妊手術のため病院に無理やり連れていかれた。手話のわかる人もおらず、激しく抵抗したが、産めない体になった。
- 兄の結婚式のときに、家族から披露宴の最中は手話をしないようにと言われた。
- 人工内耳手術をすることで、小学校高学年になれば聞こえる子供と変わらない言語力が身につくと非科学的根拠を説く専門家。
- 「手話より音声語がよい(便利)」と平然と公言する知識人。

- 聾学校では長い間、手話は禁止されてきました。音声言語を聞こえない子どもたちに習得させる「口話法」という教育が採用されていたからです。しかし、十数年前から徐々に手話も取り入れられるようになり、今では口話と手話が混在した状況になっています。ただし、それでも聞こえない子どもたちが日本語を習得するのは難しく、教科学習にも大きな課題を残しているのが現実です。
- 聞こえる人間が無意識で使っている自分たちのことばやコミュニケーションについて改めて考えさせられるという効用が手話にはあります。手話というと、何かすぐに福祉との結びつきが浮かびますが、手話には「ことばとは何か」「コミュニケーションとは何か」という人間にとっての根本的課題を考える“入り口”としての意味もあります。
- 本は『わが指のオーケストラ』（全4巻）（山本おさむ）というマンガです。この作品を読むと、日本（滋賀）の聾学校において、なぜ長い間、手話が禁じられてきたのか、その歴史的経緯が分かります。また、聞こえない人間にとって手話がなぜ必要なのかという最も大切な問題を的確に訴える点において、おそらくこのマンガ作品以上のものではありません。

※九州保健福祉大学社会福祉研究科・上農正剛教授の小論文より抜粋

# 尊重してほしい手話言語を主に使用する言語的 マイノリティ

## 署名への賛同者14.275筆(2016年10月16日)

1. 「滋賀県障害者プラン2021」県民政策コメント(情報アクセシビリティ分野)

「手話ができる人たちが増えるよう、手話言語条例ができることに賛成する。」

パブリックコメントで出されており、こういう県民の意見に重みがある。

2. 滋賀県議会

「手話言語条例制定に向けた私の思いについてでございますが、議員も御指摘いただいたとおり、独自の言語体系を有する文化的所産であり、手話言語の重要性や手話の普及の必要性、手話言語条例制定の意義については深く認識しているところでございます。(略)」

三日月知事の答弁(平成元年定例会議12月6日一般質問に対して)

# 手話言語は音声語と対等であり、豊かな人間形成に必要

- 「手話がコミュニケーション手段としてだけでなく、言語として一つの文化を形成している」(平井伸治・手話を広める知事の会会長)
- 「手話は言語として正式に認知されている。これにより、ろう者は聞こえる人と同様の言語権を持つことになる。すなわち、ろう者は人間の生物学的特徴である言語のひとつとして、手話を獲得して(幼児期から手話に触れる環境を整え)、手話を学び(音声言語のように)、手話で学び(手話が学科の教育媒体となり)、社会生活で手話をこなし、そして手話を大切にする権利をもつ」(『手話を学ぶ人のために』筆者:本名信行・青山学院大学名誉教授、加藤三保子・社会言語学)

## 1. 手話言語条例

(1)手話を言語として確立し、5つの基本的な権利(手話の普及、ろう者の手話獲得・使用の環境など)を整備する条例

⇒ 北海道、青森県、大阪府、奈良県、和歌山県、大津市、米原市、近江八幡市、栗東市など

※令和になった後、鹿児島県、大分県、宮城県、山口県が制定。

## 2. 情報・コミュニケーション条例(法令審査通過しづらいことも)

(1)聞こえない・聞こえにくい人、見えない・見えにくい人、知的障害者、失語症、ALSなど幅広く障害者の情報・コミュニケーション(手段)保障の整備を行う条例

⇒ 北海道、札幌市、青森県、鳥取県など

※手話を言語と規定している場合でも、名称に「手話言語」がない場合はこちらに分類している条例もある。「意思疎通」の用語を使う自治体がある。

## 3. 手話言語条例と情報コミュニケーション条例 一体型の条例に2種類がある

(1)手話を言語として確立し、5つの基本的な権利(手話の普及、ろう者の手話獲得・使用の環境など)を整備する+盲ろう者等広く聞こえない人・聞こえにくい人の障害者の情報・コミュニケーション保障の整備を行う条例

⇒ 千葉県、京都府、佐賀県

(2)手話を言語として確立し、5つの基本的な権利(手話の普及、ろう者の手話獲得・使用の環境など)を整備する+聞こえない人・聞こえにくい人、見えにくい、見えない人、知的障害者、失語症、ALS等障害者の情報・コミュニケーション保障の整備を行う条例

⇒ 愛知県、秋田県、岐阜県、宮崎県

※北海道、青森県、鳥取県は別立型

# 一体型にないものがある(考えられる施策)

- ろう学校における県の取り組み、学校設置者(難聴学級を含む)等の役割
- 手話言語に関する調査研究
- 手話通訳者の健康の取り組み
- 難聴児支援へ取り組み
- オンライン診療やオンライン会議など

(参考)

道は、聴覚障がい者が在籍する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)において児童等及び職員が手話を習得する機会の確保を図るため、当該学校に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。(北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例第5条)

# 聞こえる女性の話から

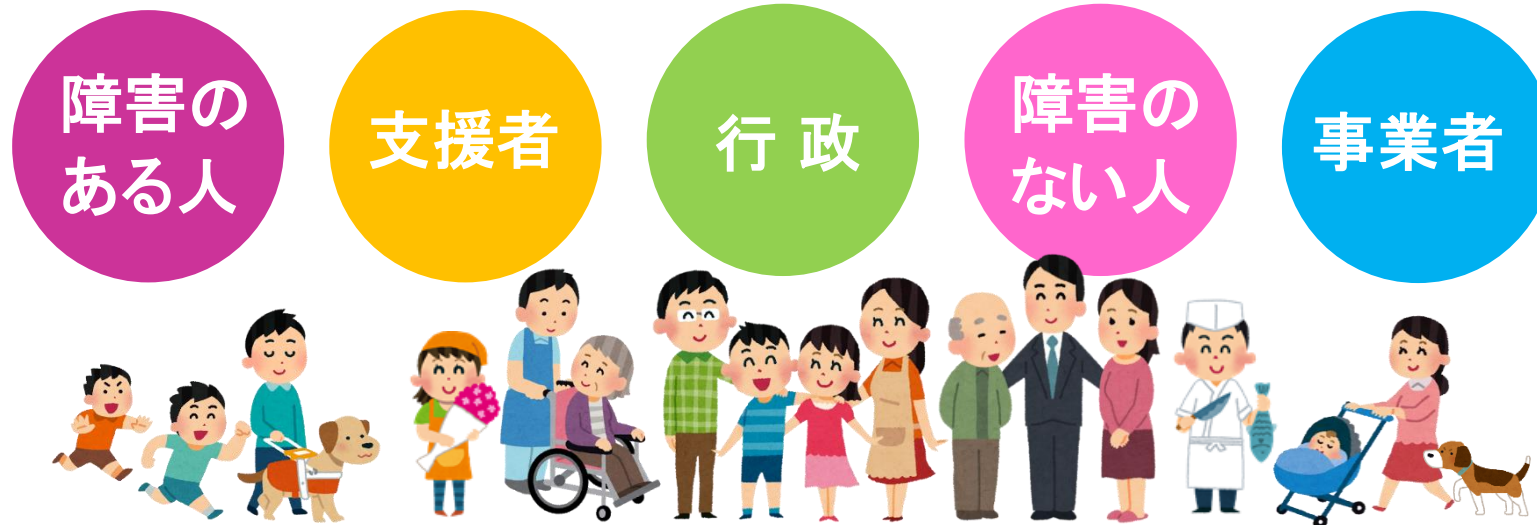
- 正月はいつも一人で寂しく過ごしていた父
- 突然、子供や孫たちが父を訪ねて集まった
- 「やっと正月らしい正月を迎えた」と上機嫌の父、それが家族全員で迎えた最初で最後の正月となった
- この3か月後、逝去したが幸せそうな表情していた
- 平成生まれの娘が手話通訳士を決意、今は聴覚障害者関係施設に勤めている

手話言語条例の反映  
といえる



# 「手話を世の光に」

(タイトルとイラストは明石市が発案したもの)



# 手話はいのち

手話言語が認められ、手話言語を使い、一人の人間としての人生を生きる、いのちを生き切ることなのです

# 障害者施策推進協議会へ提案

令和3年度滋賀県予算・検討事業(専門部会設置)を踏まえて提案する。

1. 青森県の場合はスピード感を持って進められたと

言語としての手話の認識の普及に関する条例検討部会(委員6人、3回)、意思疎通支援等施策検討会検討会(委員16人、5回)

滋賀県も青森モデルにしてはどうか。

2. 専門部会構成員について専門家の選出は当事者団体と協議してはどうか。

3. 道府県(当局における条例の提案対象)へ視察あるいはゲスト招聘・勉強会を行ってはどうか。

4. 県民対象にシンポジウムなどを開催して幅広く施策を集約してはどうか。

# 参 考 资 料

国連・手話  
言語の国  
際デーは  
9月23日



手話を広める知事の会・47道都府県加盟  
全国手話言語市区長会・604市区、10町村加盟

広がる手話言語！



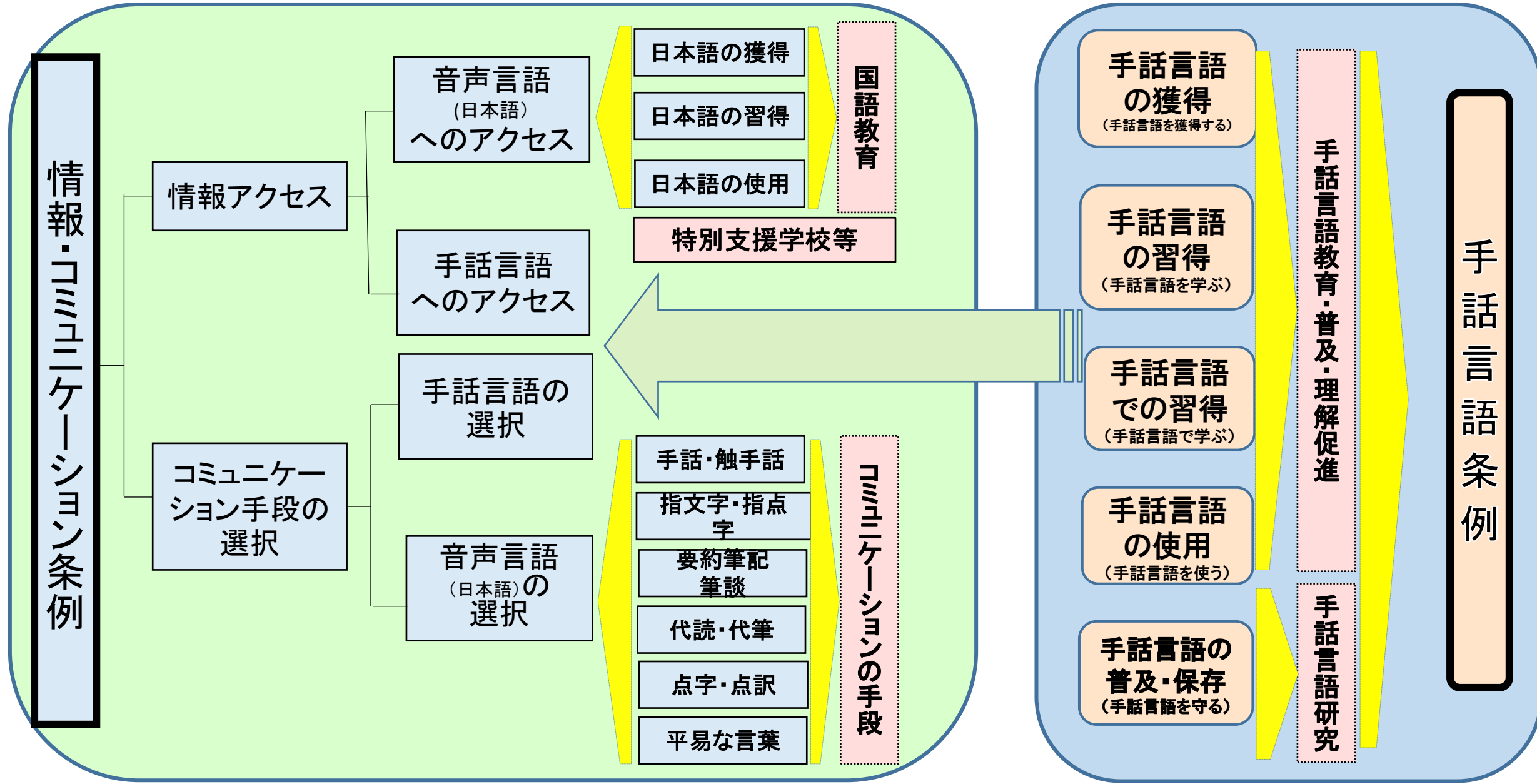
「手話言語の国際デー」記念イベント

手話言語条例成立自治体  
31道府県/15区/296市/62町/2村  
計406自治体  
(2021年5月17日現在)



全国手話言語市区長会で挨拶する会長の富士見市長

# 「情報・コミュニケーション条例」と「手話言語条例」の違い



- 県民の手話言語に対する意識・関心が高まっている。
  - ・条例制定後、イベント主催者からの手話通訳者派遣依頼、県民からの手話講座に関する問合せが急増
  - ・ろう者から「バス停やお店で見知らぬ人から手話であいさつをされびっくりしたけど、嬉しかった」、  
「これまでは手話を使っていることがわかると、無視されたり逃げる人がいたが、条例制定後は、振り向いてくれたり、手話ができなくても筆談でコミュニケーションを取ろうとする人が増えた。」という意見があった。
  - ・県内企業から、「これまであまり手話を意識してこなかったが、今後はきちんと手話を勉強して、あいさつ程度はできるように会社で勉強会を始めたい」という意見が寄せられ、実際に毎朝の朝礼で手話のあいさつに取り組んでいる企業もある。
- 新聞・テレビ等のメディアが手話言語に関する情報を積極的に発信してくれている。